

議案第89号

1 議案名

徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の制定について

2 提案理由

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部が改正されたことに伴い、徳島県教育委員会の任命に係る技能労務職員で会計年度任用職員であるものの給与に関し必要な事項を定める必要がある。

教職員課

条例等立案表

題名	徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則	課(室)名 教職員課
制定理由	技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部が改正されたことに伴い、徳島県教育委員会の任命に係る技能労務職員で会計年度任用職員であるものの給与に關し必要な事項を定める必要がある。	担当者名 鍛川真紀 電話番号 三一ニ六
あらまし	<p>一 徳島県教育委員会の任命に係る技能労務職員で会計年度任用職員であるもの（以下「会計年度任用技能労務職員」という。）に適用する初任給基準表を定めることとした。</p> <p>二 この規則に定めるものほか、会計年度任用技能労務職員の給与の取扱いについては、徳島県知事が定める会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の例によることとした。</p> <p>三 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。</p>	
予算上の措置		
関係法規	<p>徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例（令和元年徳島県条例第十五号）</p> <p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）</p>	備考
法令審査会	要 ・ 否	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則を次のように定める。

令和二年一月一日

徳島県教育委員会教育長 美馬持仁

徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）第十五条の規定に基づき、別に定めるものを除くほか、同条例第一条に規定する徳島県教育委員会の任命に係る技能労務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の一第一項に規定する会計年度任用職員であるもの（以下「会計年度任用技能労務職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(初任給基準表)

第二条 初任給基準表は、別表のとおりとする。

(給料の調整)

第三条 フルタイム会計年度任用技能労務職員（会計年度任用技能労務職員のうち地方公務員法第二十二条の一第一項第二号に掲げる職員をいう。）のうち給料の調整を行う者並びに給料の調整額の算定の基礎となる調整数及び調整基本額（その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）については、徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十四年徳島県教育委員会規則第十号）別表に定めるとおりとする。

(会計年度任用技能労務職員の給与の取扱い)

第四条 前二条に定めるもののほか、会計年度任用技能労務職員の給与の額及び支給方法その他給与の取扱いについては、会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則（令和二年徳島県規則第五号）の例によるものとする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表 初任給基準表（第2条関係）

職務	初任給	上限
調理	1級21号俸	1級33号俸
介助	1級17号俸	1級29号俸
実習		
諸用務		

備考 職務欄の各区分については、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務に従事する者に適用する。

- 一 調理 寄宿舎及び学校給食の調理等の業務
- 二 介助 児童又は生徒の介助等の業務
- 三 実習 実習の補助等の業務
- 四 諸用務

